

府子本第430号  
28文科初第462号  
雇児発0620第29号  
平成28年6月20日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市・中核市市長  
各指定都市・中核市教育委員会教育長  
殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

西崎文平

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

香取照幸

(印影印刷)

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく  
幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」の一部改正について

標記については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」（府子本第373号・27文科初第1136号・雇児発1207第1号平成27年12月7日内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により行われているところであるが、「「特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終とりまとめ」の公表について」（平成27年12月25日事務連絡）、「教育・

保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（府子本第191号・27文科初第1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・職業家庭両立課長・家庭福祉課長・保育課長連名通知）の発出に伴い、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成28年6月20日から適用することとしたので通知する。

**「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく  
幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」新旧対照表**

改 正 後	現 行
<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について</p> <p>1・2 略</p> <p>3. 主な指導監査事項 都道府県知事等が幼保連携型認定こども園に対する指導監査を行うに当たっては、次に掲げる事項を標準として実施すること。 (1)・(2) 略 (3) 健康・安全・給食に関する事項 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の状況を確認すること。 ① 健康の保持増進に関する取組状況（学校保健計画の策定、健康診断の実施、感染症等の予防、園児の心身の状態等の観察及び不適切な養育の兆候が見られる場合の対応等） ② 事故防止・安全対策に関する取組状況（乳幼児突然死症候群の防止、学校安全(施設及び設備の安全点検、安全に関する指導、職員の研修等)に関する計画及び危険等発生時対処要領の作成・周知、これらに基づく訓練の実施並びに地域の関係機関との連携等）<u>（※「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日）を踏まえて行うことが望ましい。）</u> ③ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況（給食材料の用意・保管、食中毒・アレルギー対策、調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認、3歳未満児に対する献立・調理等についての配慮、食育計画の作成等）</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について</p> <p>1・2 略</p> <p>3. 主な指導監査事項 都道府県知事等が幼保連携型認定こども園に対する指導監査を行うに当たっては、次に掲げる事項を標準として実施すること。 (1)・(2) 略 (3) 健康・安全・給食に関する事項 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の状況を確認すること。 ① 健康の保持増進に関する取組状況（学校保健計画の策定、健康診断の実施、感染症等の予防、園児の心身の状態等の観察及び不適切な養育の兆候が見られる場合の対応等） ② 事故防止・安全対策に関する取組状況（乳幼児突然死症候群の防止、学校安全(施設及び設備の安全点検、安全に関する指導、職員の研修等)に関する計画及び危険等発生時対処要領の作成・周知、これらに基づく訓練の実施並びに地域の関係機関との連携等） ③ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況（給食材料の用意・保管、食中毒・アレルギー対策、調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認、3歳未満児に対する献立・調理等についての配慮、食育計画の作成等）</p>

改正後	現行
<p>5 留意点</p> <p>(1) 指導監査に当たっては、幼保連携型認定こども園が、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力を勘案し、形式的・画一的な対応とならないよう留意すること。なお、従来より私立幼稚園については、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開しており、幼保連携型認定こども園の指導監督に当たってもその経緯も踏まえた対応を行うこと。</p> <p>(2) 指導監査の実施時期・方法等については、個々の施設の事情を踏まえて柔軟に決定すること。なお、<u>死亡事故等の重大事故（死亡事故や、例えば意識不明等の都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事故をいう。）が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて事前通告なく指導監査等を行うことが適切であることに留意すること。</u></p> <p>また、施設関係者の理解と自発的協力のもとに実施するとともに、相互信頼を基礎として十分に意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。</p> <p>(3) <u>幼保連携型認定こども園における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導監査に反映させるとともに、当該施設における検証の結果を踏まえた再発防止策についての対応状況等を確認すること。</u></p> <p>(4) 指導監査は、法人に対する監査と併せて実施することも検討するとともに、可能な限り、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき市町村が実施する確認に係る指導監査及び業務管理体制に関する確認検査とも連携して対応するなど、実施に係る負担を軽減するとともに、効果的な指導監査となるよう努めること。その際、例えば、指導監査及び確認に係る指導監査の際に求める資料やその様式等について可能な限り県内において統一化を図ること等が考えられること。</p> <p>(5) 3. (2) の事項に係る調査及び措置に当たっては、必要に応じて指導主事の助言を求めるなど、教育委員会と十分に連携して対応すること。</p>	<p>5 留意点</p> <p>(1) 指導監査に当たっては、幼保連携型認定こども園が、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力を勘案し、形式的・画一的な対応とならないよう留意すること。なお、従来より私立幼稚園については、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開しており、幼保連携型認定こども園の指導監督に当たってもその経緯も踏まえた対応を行うこと。</p> <p>(2) 指導監査の実施時期・方法等については、個々の施設の事情を踏まえて柔軟に決定すること。</p> <p>また、施設関係者の理解と自発的協力のもとに実施するとともに、相互信頼を基礎として十分に意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。</p> <p>(3) 指導監査は、法人に対する監査と併せて実施することも検討するとともに、可能な限り、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき市町村が実施する確認に係る指導監査及び業務管理体制に関する確認検査とも連携して対応するなど、実施に係る負担を軽減するとともに、効果的な指導監査となるよう努めること。その際、例えば、指導監査及び確認に係る指導監査の際に求める資料やその様式等について可能な限り県内において統一化を図ること等が考えられること。</p> <p>(4) 3. (2) の事項に係る調査及び措置に当たっては、必要に応じて指導主事の助言を求めるなど、教育委員会と十分に連携して対応すること。</p>